

市営住宅等家賃・割増賃料等延滞金減免要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第25条第4項及び同条例施行規則第25条の規定に基づく、住宅の家賃、割増賃料、物置及び店舗等の使用料の延滞金（以下、「延滞金」という。）の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象)

第2条 延滞金が生じた家賃を納付した後、延滞金の納付が困難な場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第25条第4項に基づき延滞金を減免することができる。ただし、駐車場使用料の延滞金は、除くものとする。

- (1) 入居者又は同居者が震災・風水害・落雷・火災又はこれに類する災害を受け、著しい損害を受けたとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気等にかかったとき。
- (3) 入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(災害にあった場合)

第3条 前条第1号により減免を受けようとする場合は、市営住宅家賃・割増賃料等延滞金減免申請書（西宮市営住宅条例施行規則別表第14。様式第23号。以下、「申請書」という。）に、災害にあったことを証明する書類を添付するものとする。（市役所、消防署等官公署が発行したものに限る。）

(病気等にかかった場合)

第4条 第2条第2号に規定する入居者または同居者が病気等にかかったときとは、次の各号のとおりとする。

- (1) 病気等により西宮市営住宅家賃減免取扱要綱の適用を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の

1級から4級までであること

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者
- (4) 第3号に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者（療育手帳「A」、「B（1）」の所持者も含む。）
- (5) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載された障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者がある場合
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものがある場合
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (9) 要介護度1から5に認定されている者

（収入が著しく低額である場合）

第5条 第2条第3号に規定する入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときは、次の各号のとおりとする。

- (1) 政令月収が80,000円以下であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で代理受領制度を利用していること及び滞納家賃等については、分納誓約の基準額を毎月納めていること

（延滞金の免除）

第6条 条例第23条の規定に基づき徴収猶予を承認された者は、猶予した期間に対応する部分の延滞金については、これを免除する。

2 前項の規定にかかわらず、徴収猶予の取消し、滞納処分の執行の停止の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日以後の期間に対応する部分の延

滞金は、免除しない。

- 3 市営住宅等（駐車場を含む。）を明け渡し又は、自主返還等をした者に対して、明け渡した日又は、返還をした日の翌日より延滞金については、これを免除する。

（契約解除を受けた場合）

第7条 条例第46条により契約解除を受けた者は、原則として延滞金の減免を受けることができないものとする。

付 則

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

この基準は、令和6年9月1日より施行する。